

とちぎGAPの第三者確認 農場点検シート（別紙1）

農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(野菜、果樹、米、麦、その他作物(食用))に準拠

【記入日】	年	月	日	【組織名】	【生産者名】
【年齢】	歳	【性別】	男 / 女	【農業経験】	年
【農業以外経験】	年				
【取扱い作物(面積)】 ①	(a)	、	②	(
					a)
【従業員数】 家族:		人	、	雇用:	人
【調査担当者名】					

No	項目	取組内容	県 GAP 規範	必要書類					適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
共通										
農薬の取扱い										
1	ラベル	農薬の使用の都度、容器や包装のラベルに記載されている以下の表示内容を守って農薬を使用している。 ・適用作物 ・使用量 ・希釈倍数 ・使用時期 ・使用回数 ・使用上の注意等	2			○				
2	登録農薬	・農薬の使用に際しては、農林水産省の登録を確認している。 ・非農耕地除草剤や、無登録農薬の疑いのある資材を使用していない。	3				登録リスト			
3	散布液の調整	農薬の散布液を調整する際には、使用残が発生しないよう、必要な量だけを作成している。	20			○				
4	散布の周知	農薬散布を行う際には、事前にはほ場周辺の住民、生産者、特に有機農業者、養蜂業者等に対して、農薬の使用目的、使用農薬、散布日時などについて、情報提供している。	5 25			○				
5	ドリフト	(周辺の住宅やほ場等への農薬の飛散(ドリフト)の防止) 農薬散布を行う際には、風向きや風の強さ、散布方法等に注意している。	5 25			○				
6	散布機の点検	動噴等の農薬散布器具を使用前に点検し、前回使用した農薬が残っていないことを確認している。	4			○				

No	項目	取組内容	県 GAP 規範	必要書類					適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
7	散布機の洗浄	農薬散布後には、その都度散布機の以下の部分を重点的に洗浄している。 ・タンク内 ・ホース内 ・ノズル内	4			○				
8	防護服・保護具	農薬散布作業者は、ラベルの指示に従って、防護服や以下の保護具を着用している。 ・農薬用マスク ・ゴーグル ・ゴム手袋 ・ゴム靴等	37			○				
9	散布の記録	農薬を使用したときは、以下の内容を記録している。 ・日付 ・場所 ・使用した農作物 ・農薬の商標名又は有効成分 ・使用量及び希釈倍数	45			○				
10	保管	農薬を鍵のかかった施設や保管庫に安全に保管し、責任者が鍵を管理している。	41					○		
11	毒劇物	毒物や劇物に該当する農薬を保管している場合、「医薬用外毒物」や「医薬用外劇物」の表示をしている。また、その他の農薬とは区別して保管している。	41					○		
12	容器の移しかえ	農薬を他の容器(ペットボトルや栄養ドリンクのビン等)に移しかえていない。	41					○		
13	液状農薬	(液状農薬流出時の備え) 液状の農薬を粉状や粒状の農薬の下の棚に置いている。	41					○		
14	開封した農薬	(開封した農薬の流出防止) 開封した農薬を保管する場合、ビンのフタや袋の開け口をきちんと閉めている。	41					○		
15	流出時の対応	農薬が保管場所で流出した場合、安全に処分できるように、砂、ほうき、ちりとり等を用意している。	41					○		
16	空容器	農薬の空容器については、地域協議会や農協の回収又は産業廃棄物処理業者等を利用して処分している。	30			○	伝票等			
17	期限切れ	期限切れ農薬等については、その他の農薬と区別して保管した上で、地域協議会や農協の回収等を利用して処分している。	30			○	伝票等			
肥料、堆肥の取扱い										
18	土壌診断	(地下水等の汚染防止) 土壌診断結果や県の施肥基準に基づいて肥料の種類と量を決めている。	27				土壌診断等			

No	項目	取組内容	県 GAP 規範	必要書類					適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
19	完熟堆肥	(堆肥中の病原性微生物汚染や雑草の種子混入の防止) 家畜ふん堆肥については、数日間高温で発酵したものを用いている(55°C3日間発酵が望ましい。発酵温度を確認できない場合は、堆肥施用後60日を経過してから収穫している。)	10				堆肥製造法			
20	堆肥の保管	(堆肥の肥料分や病原性微生物の流出等による地下水や農産物の汚染の防止) 家畜ふん堆肥を製造・保管する場所から、大雨時に堆肥や原料ふんが流出しないようにしている。	10					○		
21	施肥の記録	施肥の都度以下の内容を記録している。 ・日付 ・場所 ・施肥した農作物 ・肥料の名称 ・面積 ・施肥量	45			○				
22	肥料の保管	直射日光、高温、雨、露及び霜の影響を受けない屋根等の覆いがあり、農薬等による汚染のない清潔な場所で肥料を保管している。	42					○		
23	堆肥等の施用	(土づくり) ・施肥基準等に基づき、堆肥の施用、稲わら等のすき込み又は緑肥の栽培をしている。 ・堆肥を施用するときには、施肥基準に基づき、堆肥の肥料成分を考慮して化学肥料を減肥している。	29			○	堆肥の成分を考慮した減肥計算			
燃料の取扱い										
24	容器・保管場所	燃料を保管する際には、燃料に適合した容器を使用し、保管場所には可燃物を置かないようにするとともに、消火器又は乾燥砂等を備えている。	42					○		
25	点検	燃料の貯蔵容器、供給タンクや配管等に、腐食による破損や故障がないか定期的に点検している。また、冬期間など一定期間のみ使用する場合は、使用開始前に必ず点検したり試運転を行っている。	42			○				
26	河川への流出	(燃料の河川等への流出時の対応) 流出時の連絡先(市町の環境部局)を目立つ場所に表示している。	42	○				○		
衛生										
27	手洗い	農産物に直接触れる作業者は、作業に入る前及びトイレの後など作業に戻る前に、必ず石けんで手を洗っている。	12	○				○		
28	異物の混入	出荷する農産物に、ゴミ、毛髪、たばこの吸殻、ガラスなどの異物が混入しないようにしている。	11 19	○						

No	項目	取組内容	県 GAP 規範	必要書類					適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
29	植物残さ	選別で取り除かれた植物残さやゴミを特定の場所にまとめ、その場所を清掃している。	19			○		○		
30	農産物取扱規則	農産物の取扱規則(農産物汚染や異物混入等を防止するルール)を、口頭や掲示等で、全ての作業者に周知徹底している。	11 19	○	○					
31	危害要因の排除	農産物を選別・調製・保管・包装する場所には、農薬、肥料、堆肥、燃料、潤滑油、衛生害虫用殺虫剤、薬品等を置いていない。	15 19					○		
32	清掃	農産物を選別・調製・保管・包装する場所を定期的に清掃し、衛生的な状態に保っている。	14			○				
33	野生動物や虫	農産物を選別・調製・保管・包装する場所には、ペット、野生動物、野鳥、虫等が入れないようになっている。	14	○		○				
34	ほ場や周辺からの汚染	ほ場や周辺に、農作物に悪影響を及ぼす可能性のある以下のような病原性微生物や有害な化学物質がないか確認している。 ・野積みの家畜ふん尿 ・雨ざらしの肥料 ・漏れた燃料 ・農薬空容器等	1			○				
環境の保全										
35	病虫害雑草の発生予防	病虫害・雑草の発生しにくい栽培環境づくりのため、例えば以下のような取組を実施している。 ・周辺の雑草防除 ・土壌消毒 ・防虫ネットや防草シートの使用 ・水田の取り置き苗や施設内の観賞用鉢花の処分等	22			○				
36	防除の判断	病虫害防除に際しては、以下のような取組で発生状況を把握し、防除の必要性を判断している。 ・ほ場の観察 ・トラップや粘着板による確認 ・病虫害発生予察情報の確認 ・農協や農業振興事務所からの情報等	23			○				
37	農薬以外の防除法	病虫害防除に際しては、化学農薬散布以外の以下の方法も実施している。 ・罹病株の抜き取り処分 ・天敵や微生物農薬の使用 ・気門封鎖型農薬の散布 ・粘着シートの設置 ・非散布型農薬の使用など	24			○				
38	廃棄物	廃ビニール、廃プラスチック、廃油等を、地域の指導に従い、適切に処理している。	31			○				
39	植物残さの有効利用	病虫害のリスクがない場合、植物残さを、以下のように有効に活用している。 ・堆肥化 ・ほ場へのすき込み ・家畜の飼料 ・畜舎の敷料等	32			○				

No	項目	取組内容	県 GAP 規範	必要書類					適合性 (適合・不適 合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
40	エネルギーの節減	(不必要・非効率的なエネルギー消費の見直し) 燃料や電気等のエネルギー使用量を把握した上で、作業工程の見直しによる効率的な農機の運転や、必要以上の加温、冷房、乾燥、照明等の回避などを工夫している。	33			○	電気使用量の記録			
41	堆肥等の放射能	堆肥やその原料(家畜ふん尿、稲わら、籾がら、落ち葉、パーク等)、土壌改良資材等を入手する際、相手に材料や製造方法について問い合わせ、放射能汚染のリスクのないものを使用している。	51				放射能に係る書類			
42	土壌浸食	(土壌浸食の防止) 土壌浸食を受けやすいほ場では、以下のいずれかの取組を実施している。 ・被覆作物の栽培 ・等高線栽培 ・植生帯の設置 ・風向を考慮した畝立ての実施、防風垣の設置	追1			○				
作業者の安全										
43	事故防止	農場内の危険箇所や危険を伴う作業について、作業者に事前に説明したり、目立つ場所に注意書きを表示するなど、事故防止に努めている。	35			○				
44	緊急時連絡先	ケガや農薬事故等に備え、病院等の緊急時の連絡先を目立つ場所に表示するなど、作業者に分かるようにしている(農薬事故は、日本中毒情報センター029-852-9999)。	35		○					
45	ケガの備え	ケガに備え、ほ場や出荷調製施設等に、清潔な水と救急箱を備えている(又は持参している)。	35					○		
46	保険	万一の事故に備え、労災保険や傷害共済等の保険に加入している。	43			○				
47	危険作業の制限	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等危険を伴う作業に、以下に掲げる者は従事していない。 ・酒気を帯びている者 ・病気、負傷、過労により正常な作業が困難な者 ・妊娠中又は産後1年を経過していない女性、年少者 ・必要な資格を有していない者	36			○				
管理全般										
48	ほ場の識別	全てのほ場(ハウスや温室を含む)や調製保管施設等を識別できる台帳(又は地図)がある。	44				台帳や地図			

No	項目	取組内容	県 GAP 規範	必要書類					適合性 (適合・不適 合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
49	資材等の購入記録	(肥料や農薬等の資材管理状況の確認) 肥料、農薬、種子、苗、堆肥、土壌改良資材等の購入伝票等を保存している。	46				伝票等			
50	登録品種の種苗	・種苗法で自家増殖が禁じられている植物を自家増殖する場合には、権利者の利用許可を得ている。 ・登録品種の種苗等(採取した種子、自家増殖した苗、果樹の枝等)を、有償無償にかかわらず、権利者の許可なく他人に譲渡していない。また、不要となった種苗等を、他人が持ち出したりしないよう、適切に処分している。	50			○				
51	機械器具等の点検	機械器具の安全装置等を使用前に点検し、異常がある場合には調整又は修理している。また、使用後にも整備し、適切に保管している。	39			○				
52	機械器具等の適正な使用	・機械等の取扱説明書を熟読し、すぐに取り出せる場所に保管している。 ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際には、エンジンを停止し、昇降部落下防止装置を固定している。 ・乗用型トラクター使用時には、シートベルトを装着し、移動時には左右ブレーキを連結している。 ・脚立を使用するときには、固定金具を確実にロックしている。	40			○				
53	出荷の記録	(食品衛生法に対応) 出荷(販売)の際に以下の項目を記録している。 ・品名 ・出荷先の名称及び所在地 ・出荷年月日 ・出荷量 ・残留農薬や微生物等の検査を実施した場合は、その記録 ・(米の場合、米トレーサビリティ法に対応するため、上記項目に加えて)産地、用途限定米穀についてはその用途	47 48			○				
54	記録の保存	・農産物の出荷に関する記録を1～3年間保存している(米の場合は、3年間)。 ・出荷に関する以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存している。	47 追7				各記録 文書			
55	鳥獣被害対策	鳥獣による被害が想定される地域では、例えば以下のような取組を行っている。 ・不要な果実や収穫残さなどを放置していない。 ・侵入防止柵を設置している。	追2	○				○		

No	項目	取組内容	県 GAP 規範	必要書類					適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
56	知的財産の 保護・活用	必要により、農業者自らが開発した技術・ノウハウ(知的財産)を、例えば以下の取組により保護し、活用している。 ・活用手段(権利化、秘匿、公開)決定前の技術内容等の秘匿 ・技術内容等の文書化 ・活用手段の適切な選択	追5			○				
57	生産工程管理	(PDCAサイクルの実践) ・以下の自己点検を行っている。 (PLAN 計画)栽培計画を作成し、改善が必要な点検項目を設定する。 (DO 実践)点検項目を実践し、それを記録し保存する。 (CHECK 点検)実施した項目を点検し、評価する。 (ACTION 改善)今後、改善が必要な部分を把握し、見直す。 ・自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、取引先による第三者点検、又は審査認証団体等による第三者点検のいずれかの客観的な点検を活用している。	追6			○				
野菜・果樹										
農薬の取扱い										
58	土壌くん蒸剤	被覆を要する農薬を使用する際には、使用上の注意事項を守るとともに、被覆を完全に行うなどの揮散防止に努めている。	26			○				
衛生										
59	水質検査	収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水には、水道水を使用している。井戸水の場合は、水質検査を実施して飲用水の規準に適合していることを確認している。	8			○	検査結果			
60	疾病やケガ	(病原性微生物による果実・野菜の汚染の防止) 経口感染する疾病にかかっている人やケガをした人は、収穫や出荷調製など農産物に直接接触する作業をしていない。	11	○						
61	トイレ	ほ場や施設の周辺に、短時間で行くことができる清潔なトイレがあり、石けんと手を洗う水を常備している。	12					○		
62	収穫用コンテナ・器具	収穫用コンテナ(底のスポンジを含む)や収穫器具(はさみ、ナイフ等)を清潔に管理している。	13			○				
63	収穫用コンテナ	収穫用コンテナに、農産物以外のもの(弁当、道具、農薬、燃料等)を入れていない。	13			○				

No	項目	取組内容	県 GAP 規範	必要書類					適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
64	包装資材等の保管	包装資材や包装容器を農薬、肥料、燃料、衛生害虫用殺虫剤、動物の排せつ物等の汚染のない清潔な場所で保管している。	15					○		
65	養液栽培	(培養液の汚染防止) ・使用する水が微生物的及び化学的に汚染されていないか確認している。 ・培養液を定期的に取り替え、又は培養液を再利用する場合は、汚染を低減するための処理をしている。 ・資材や機器を衛生的に保管し取り扱っている。	9			○				
66	温度管理	(病原性微生物の増殖の防止) 必要に応じて、貯蔵・輸送時に適切な温度管理を実施している。	17			○				
環境の保全										
67	セイヨウオオマルハナバチ	特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、以下の取組を行っている。 ・環境省の許可取得 ・栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆 ・出入口への二重の戸の使用、又はネットでの二重被覆 ・栽培施設への許可証の掲出 ・使用後のハチの確実な殺処分	34			○		○		
果樹										
衛生										
68	りんごのかび毒	(りんごのかび毒(パツリン)汚染防止) 傷果発生防止のため、丁寧な収穫・出荷、腐敗果の選別を徹底している。	19			○				
米・麦										
衛生										
69	米、麦の衛生的な取扱い	・米麦の乾燥調製施設や貯蔵施設を清掃し、衛生的な状態に保っている。 ・高水分の粳を長期間放置せず、速やかに乾燥している(ヤケ米やかびの発生抑制)。 ・高水分の麦を長期間放置しないために、乾燥機の処理能力にあわせて収穫し、速やかに乾燥している(変質による異臭の発生、発芽不良の防止。小麦では、低アミロ化による製粉歩留や製麺適正低下の防止。)	16			○		○		

No	項目	取組内容	県 GAP 規範	必要書類					適合性 (適合・不適 合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
管理全般										
70	大規模な乾燥調製施設	大規模な乾燥調製施設での作業では、施設の管理者は、オペレーターとの責任分担を明確にしている。また、施設の管理者は、研修の実施等によるオペレーターの資質の向上に努めている。	追3			○				
71	米麦の異種穀粒	(異品種混入の防止) ・米麦の乾燥調製設備に残留した原料の除去・清掃を徹底している。 ・種子の更新率を高め、品種ごとに計画的に収穫・搬入している。	18			○				
米										
農薬の取扱い										
72	水田からの農薬流出	(水田からの農薬の流出防止) ・水田で農薬を散布後、1週間程度は落水やかけ流しをしていない。 ・畦畔等を十分に整備し、漏水を防いでいる。 ・降水量が多くなる場合には、農薬の使用を中止している。	21			○				
衛生										
73	米のカドミウム	必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施している。	6			○				
環境の保全										
74	水田代かき後の濁水	(水田代かき後の濁水流出防止) ・代かき時や田植え時の濁水を強制排水していない。 ・浅水で代かきをしている。 ・必要に応じて、あぜぬり又はあぜシートを利用している。	28			○				
管理全般										
75	特定の米穀保管・販売	用途限定米穀(加工用米、新規需要米(米粉用、飼料用等))、食用不適米穀(残留農薬基準値超過、カドミウム基準値超過、カビの付着など)を以下の取組により適切に保管・販売・処理している。 ・区分保管 ・票せんによる用途の指示	49			○				
麦										
衛生										

No	項目	取組内容	県 GAP 規範	必要書類					適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
76	麦の赤かび病	(麦類の赤かび病によるDON・NIV汚染の防止) <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の巡回などにより、適期に薬剤による防除を行っている。 ・適期に収穫している。 ・収穫した麦を速やかに乾燥している。 	7			○				